

仕様書

1 業務委託の名称

登米地域の魅力体験イベント開催業務

2 履行期間

契約締結日から令和8年2月20日(金)まで

3 事業実施背景・目的

「見る観光」が中心となっている登米地域において、地域への経済効果が低い現状を改善するため、登米ならではの魅力を活かした体験コンテンツの掘り起こし・磨き上げを行い、地域住民が主体となってそれらを提供・販売できる体制を構築する必要がある。

登米市は宮城県内有数の農業地帯であり、農業産出額は県内トップを誇る。この強みを活かし、登米市の大きな魅力のひとつである「米」をテーマとしたイベントを開催し、食体験や農業体験といった体験コンテンツを充実させることで、地域住民が主体となった体験型観光の推進を図る。

本事業は、登米市内の学校、企業、農業者等の地域住民と連携しながら、地域一帯となった登米地域の交流人口増加に繋がる効果的な取組を支援するもの。本事業により、持続可能なイベントを企画することで、地域の活性化を目指す。

4 業務概要

(1)イベントの企画運営

(2)イベント実施に必要な各種申請手続きに関すること

(3)イベントの広報

5 業務内容

(1)開催時期 10月～11月のうち1日 ※発注者と協議の上決定すること

メインイベントの開催は1日とするが、メインイベントに付随するサブイベント等を別日に開催することも可能である。(例:メインイベントで提供するお米の稲刈り体験、野菜収穫体験等)

(2)本事業の目的を的確に捉え、登米の農業(主に米)について、学び、体験し、味わえるイベントを開催するもの。

①下記を実施する出店者の募集及びとりまとめ、イベントの運営

- ・登米市内の出店者を主とする、農業・米関連の体験コンテンツの提供
- ・登米市内の出店者を主とする、ご飯やご飯のお供の提供
- ・登米市内の農業取組及び食の PR
- ・登米市内の出店者を主とする、米や米に関する商品等の販売

②イベントの周知

多くの方に来場してもらえるよう、登米市外に向けても周知を行うこと。

③市内の学校や、地元企業、農業者等の地域住民と連携した内容とすること。

(3)会場 登米市内で設定すること

※エスファクトリー東北中江公園、長沼フートピアトヨタの丘公園等を想定

(4)目標集客人数

過去のイベントや提案する企画の内容から、来場者数を想定し設定すること

6 特記事項

- (1)出店ブースの企画を実施するため、発注者との事前協議の上で、受注者が出店者から、実費等の負担金を徴収し、経費の充当財源とすることができる。
- (2)イベントの各種申請手続きや広報等については、受注者が行うこととするが、必要に応じて発注者も協力する。
- (3)会場及びその周辺の交通において、大きな混乱が起こらないよう配慮すること。
- (4)荒天等によりイベントを実施又は継続することが困難であると認められる場合には、発注者と受注者が協議の上、イベントを中止することがある。また、イベントを中止せざるを得ない場合は、それまでの業務に要した費用を支払うものとする。

7 成果品の納入

業務完了後、本業務の精算に関する書証の写し等を添付し、業務完了報告書を発注者へ提出すること。

なお、業務完了報告書の内容は次のとおりとし、必要に応じて項目を追加すること。

- (1)実施した業務の内容
- (2)業務実施の結果、得られた成果及び改善点の分析
- (3)業務実施の様子が分かる写真

納入締切日:令和8年2月20日(金)まで

8 再委託の制限等

- (1)受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- (2)受注者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に発注者

に対して書面にて、再委託の内容、再委託先(称号又は名称)、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

9 著作権について

- (1)本業務において制作した各種素材画像等の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は、当該各種素材画像等を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、本業務において制作した各種素材画像等について、発注者に対し受注者は著作権人格を行使しないものとする。
- (2)受注者は、本業務において制作した各種素材画像等について、いかなる部分も第三者の著作権やその他の知的財産権に基づく権利を侵害していないことを発注者に保証し、第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。

10 その他

- (1)受注者は業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受注者は、本業務の実施にあたり、個人情報を取り扱う場合は個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取扱わなければならない。
- (2)本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、決定する。